条例に基づく被災者の方に対する市税の減免措置について

災害により被害を受けた方は、次のとおり市税の軽減または免除を受けることができます。

税目	軽減又は免除の要件	軽減又は免除の割合				
	災害により、納税義務者が死亡、または障害者となった場合(災害	納税義務者が死亡した場合…10分の10				
	後に到来する納期にかかる税額が対象)	納税義務者が障害者となった場合…10分の9				
	以下のすべての要件を満たす場合(災害後に到来する納期にかかる		_			
	税額が対象)	 前年中の合計所得金額	損害の程度		軽減又は	
	①納税義務者の所得に係る住宅(不動産事業に係る住宅を除く)又	前午午の日前川内並展	,	只日 ♥ク1至/交	免除の割合	
	は日常使用する家財につき、受けた損害の金額(保険金等により補 てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の10分の3以上 ②前年中の合計所得金額が1,000万円以下	500万円以下	10分の3	以上10分の5未満	2分の1	
		0 0 0 0 10 10	10分の5以上		10分の10	
		750万円以下	10分の3	10分の3以上10分の5未満		
		7 3 0 37 1 30 1	10分の5以上		2分の1	
市民税		 750万円を超える	10分の3	以上10分の5未満	8分の1	
		/ 3 0 万円を超える	1 (0分の5以上	4分の1	
	以下のすべての要件を満たす場合(災害後に到来する納期にかかる					
	税額が対象)	前年中の合計所得金額		軽減又は免除の割合		
	①農作物の減収による損失額(農業災害補償法によって補てんされ	300万円以下		10分の10		
	るべき金額を除く)が平年における当該農作物による収入額の合計	400万円以下		10分の8		
	額の10分の3以上	5 5 0 万円以	大下	10分の6		
	②前年中の合計所得金額が1,000万円以下	7 5 0 万円以	750万円以下		4	
	③前年中の合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以	750万円を起	<u></u>	10分の2		
	下				_	

※ 必要書類:減免申請書・り災証明書等

※ 申請:納期限前7日までに減免申請書を提出

【お問い合わせ先】市民税課 電話 097-537-5729

税目	軽減又は免除の要件	軽減又は免除の割合			
	大分市内に所在し、災害等により著しく価値を減じた固定資産。				
	ただし、保険金等により補てんされるべき金額を除く。 (災害後に到来する納期にかかる税額が対象)		損害の程度	軽減又は 免除の割合	
	・(土地) 流失、埋没若しくは崩壊又は天候の不順等により作付不能又は 収穫皆無若しくは使用不能となった土地	土地 (※)	10分の8以上	10分の10	
			10分の6以上10分の8未満	10分の8	
			10分の4以上10分の6未満	10分の6	
			10分の2以上10分の4未満	10分の4	
	・(家屋・償却資産) 価格の2割以上の価値を減じる損害を受けた家屋・償却資産		全壊、焼失、流失、埋没等により家屋の		
			原形をとどめないとき又は復旧不能の	10分の10	
			とき。		
固定資産税			主要構造部分が著しく損傷し大修理を要		
		家屋	する場合で、当該家屋の価格の10分の6	10分の8	
			以上の価値を減じたとき。		
			屋根や壁等に損傷を受け当該家屋の価		
			格の10分の4以上10分の6未満の価値	10分の6	
			を減じたとき。		
			下壁や畳等に損傷を受け当該家屋の価		
			格の10分の2以上10分の4未満の価値	10分の4	
			を減じたとき。		
			家屋に準じて軽減・免除。		
		※土地についての損害の程度:被害面積/当該土地面積			

※ 必要書類:減免申請書・り災証明書等

※ 申請:納期限前7日までに減免申請書を提出

【お問い合わせ先】資産税課 電話 097-537-5610

減免の割合 損害の程度 全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を 10分の	
減じたとき。 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。 下壁、畳等に損傷を受け使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の6 10分の4
い 主 場 減 屋 を 以 下 は	・ 壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。 ・ 要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とするい。 ・ 合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値をいたとき。 ・ 根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的でで、当該家屋の価格の10分の4 ・ 上10分の6未満の価値を減じたとき。 ・ 壁、畳等に損傷を受け使用目的を損じ、修理又

※ 必要書類:減免申請書・り災証明書等

※ 申請:納期限前7日までに減免申請書を提出

【お問い合わせ先】税制課 電話 097-537-7314